

令和4年11月1日 開 会
令和4年11月1日 閉 会
令和4年11月 臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和4年第7回(11月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	11月1日	火	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
第1号（ 11月1日 ）	
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	4
議案上程・提案理由説明・採決(報告第14号)	4
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第56号・第57号)	8
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第58号)	10
討論・採決(議案第56号～第58号)	15
議員派遣の件について	16
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	16
閉 会	16

川南町告示第187号

令和4年第7回(11月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月27日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 令和4年11月1日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

令和4年第7回(11月)川南町議会臨時会会議録

令和4年11月1日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年11月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(福岡 仲次・米田 正直)
- 日程第4 報告第14号 専決処分の承認を求めるについて
(令和4年度川南町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 議案第56号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第57号 川南町特別職の職員の常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び
川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(11名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

ただいまから令和4年第7回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、川南町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書並びに例月現金出納検査の結果についての報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、福岡仲次君及び米田正直君を指名します。

日程第4、報告第14号専決処分の承認を求めるとして令和4年度川南町一般会計補正予算第5号を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

それでは説明をいたします。報告第14号は専決処分をいたしました令和4年度川南町一般会計補正予算第5号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるとしてでございます。

今回の補正予算は、台風14号の被害に伴う災害復旧のための予算で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,012万9,000円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。18款2項の基金繰入金1,430万円の増額は、財政調整基金繰入金であります。次に、歳出につきまして御説明いたします。11款2項の公共土木施設災害復旧費は700万円の増額で、町

道災害復旧業務委託料であります。同じく3項の文教施設災害復旧費は700万円の計上で、東小学校24教室棟屋上防水工事であります。同じく5項のその他公共施設公用施設災害復旧費は30万円の計上で、塩付・住吉地区の防犯灯2基の修繕料であります。以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 災害復旧でいろいろ予算が上がってきますが、復旧完了の確認等の決裁はどこがしよつとですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。災害に遭いますと、土木業協会等に復旧工事を依頼しまして、写真や現場の終わった状況を私が確認いたしましたし、私が決裁の上、支出命令を起し支払いを行っております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 駅から坂の上に上がる道路と通山から坂の上に上がるの道路の2ヶ所ですが、応急処置だったのか知らんけどですね。倒木がそのまま伊倉のところのサミツさんところには倒木が倒れとって道路に直径30センチほどの木の枝がまっすぐ立って、上の大きいタブの木を支えとるようにしとったから、倒れんごつ支えとつとかなと見たら折れた木がぶら下がってただけであったのですがよ。応急処置だったかいかな知らんけど、今、地球温暖化で海水温が上がって、今時期はほとんど台風は発生せんとな、次から次から発生しているような状況の中です。あのまましとったら二次災害があると思っ担当課に要望して撤去させたわけですがよ。その後見たら側溝にいっぱい上から落ちた竹切れやら木切れやらゴソがいっぱい側溝に詰まったままになつとるわけですがよ。今短時間雨量が半端じゃないとに上の太陽光発電設置場所の排水設備が立派にしとらんから、おそらくあそこに直接流れ込んでしまうと思うわけですが、あそこに流れ込んできた場合、ゴソで側溝が詰まったらすぐサミツの家に向け流れ込んで家屋が浸水すると思うわけですが、そこ辺のことも考えとつとやろかいと思うわけですが、そして坂の上の中継施設の北ベタになるわけですが、1本大きいとが倒れて道路の横に最初は片付けてあったわけですが、車と車が接触しようとする倒れとる杉の木が邪魔になって交差しにくいような状況であったわけですが、その後もうどこに撤去したとか知らんけどなくなつとったけん。そこをようと見たらですね、一本榎か知らんけど1本立つとるわけですが、枯れんで。その木に立ち枯れした杉の木が最初3本というたけん、ようと見たら5本倒れかかってなんかかかってるわけですが、あれのままでいいかなと思っちゃけん。そこだけすればいいという考えなのか知らんけどですね、復旧するつちゅうこと、同じするなら次に憂いがないようにちゃんと片付けてですね、しなければ二次災害等が発生するようなわけですが。倒れて中継施設のフェンスか何かが倒れたりした場合は、立ち枯れした杉の木を撤去する費用より高くなるわけですが。もう費用

がかからんようにしたつかしらんけど、結果的には2倍、3倍事業費がかかるような状況になっておるわけですが、これは先を見てですね、ちゃんと災害復旧しなきゃいかんちゅう思うわけですが、防災の基本はですね、災害を軽減する減災精神が基本でありますから、そこ辺のどこ見てですね、建設課長はそういったプロか知らんけんどんですね、やっぱり確認をすっどだったらですね、やっぱりその、まちづくり課に災害対策係があるわけですから、やっぱりそこ辺の人と一緒にいて次は大丈夫かなってというようなそういう方面も見てですね、やっぱり復旧をしていくべきだと思うわけですが。そこ辺のどこは考えておらんのですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 児玉議員の御指摘のとおりですね、災害等は今回沢山14号で災害箇所が発生したわけですがけれども、今後もですね、迅速に対応できるよう、まちづくり課や関係する請負業者の方々とも協力してですね、迅速に対応できるよう努めたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 報告第14号一般会計補正予算第5号についてですけども、予算書では9ページ10ページになるんですが、まず公立学校施設災害復旧費、東小学校の24教室棟屋上防水工事で700万ということなんですが、あまり耳にしなかったんですが、東小学校の24教室棟というのはまずどこの部分なのかですね。もちろん台風ということなんですけども、原因は雨漏り、防水工事ですから雨漏りだろうと思うんですが、どうしてそういう雨漏りがするのか。それから結果としてどのような補修を考えてらっしゃるかというのを教えてください。

それから、その次ですね。その他公共施設等災害復旧費の方ですね、防犯灯の2基なんですけど塩付・住吉地区の防犯灯2基の修繕料ということですから、それぞれ1基ずつが故障したのかなと思います。これ大和リースの関係で、おそらく全て新しく取り替えられたというふうに認識しているところなんですけども。リースですからね、まあそれとの兼ね合いがあるでしょうけども。15万円、1基当たり15万円になるんでしょうか。単純計算ではそういうふうに見るんですが、この修繕がリースとの関係でどういったことなのか、どういった状況で修繕しなきゃいけないかということを教えてください。それと大事なのは町の職員さんが、この2件とも東小学校とこの防犯灯について、現地に赴いて確認されたかどうか、そこも教えてください。

○建設課長（黒木 誠一君） 東小学校24教室棟の屋上防水工事について、川上議員の御質疑にお答えいたします。教室等の位置は、東小学校の東北側にあり、建築年は昭和48年です。49年が経過しております。屋上はシート防水で形成されており、シート防水は平成6年に改修が実施され、28年が経過しておりました。シート防水の耐用年数は20年程度ですので、改修する時期がきていたと判断しております。また、私が教育課から改修工事の依頼を受け、災害の確認依頼を受け現場に出向き、9月29日から10月3日の間に設計を終えて発注準備を

しております。防水工事については以上でございます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。防犯灯のですね、修繕についてなんですけれども、リースをしております防犯灯の修繕というよりはですね、それに取り付けております柱ですね、これが木中であってですね、倒れたということで修繕をやっているところでございます。これにつきまして私は現地には行っておりませんが職員が行っております。以上です。

○議員（川上 昇君） まず東小学校の屋上防水工事の方ですが、状況としてはわかりました。担当課長も把握されてるようでそこはいいんですけども、どういった工事をされるのか。また同じような工事改めてその上を、例えばその上を防ぐだけっていうことであれば、修理の効果が出るかどうかというのもちょっと気になりますが、どういった修理方法を考えていらっしゃるか教えてください。後ほど。

それから防犯灯の方ですが、こちらも状況はわかったんですが、説明を見る限り防犯と2基の修繕料でありますということですから、あくまでも防犯灯かなということなんですが、これ実は防犯灯じゃなくて例えば電柱ですよってことであればそのように説明しなきゃいけないんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○建設課長（黒木 誠一君） 東小学校の防水工事の施工内容について、川上議員の御質疑にお答えいたします。東小学校の24教室棟は今現在、シート防水が剥がれた状態にあり、下地の撥水剤だけが残っており、若干の雨であれば弾く力がありますが、このままほうっておくと雨漏りする状況にございます。なので下地であるプライマーや既存のシートをはぎ取り、新たに撥水剤を張り、撥水剤を塗り込み、その上に1.5ミリのシート防水を約150平米、貼り直し施工するものでございます。以上でございます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。確かにですね提案理由の説明で防犯灯の修繕ということで書いております。防犯灯を立てている支柱も含めて防犯灯のというふうに捉えてこういう表現になってしまいました。誤解を与えてしまったら申し訳ありません。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第14号について採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、報告第14号専決処分の承認を求めるについて、令和4年度川南町一般会計補正予算第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第56号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等にする条例の一部改正について、以上2議案を一括議題といたします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第56号及び議案第57号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第56号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を参考に、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。次に、議案第57号は、一般職の職員の給与改定に伴い、川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。以上2議案補足説明につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（大山 幸男君） 議案第56号及び議案第57号につきましてその補足説明を申し上げます。

議案第56号は、人事院勧告により、民間給与との格差を埋めるため、国は俸給表の水準を引き上げるとともに、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給率を引き上げます。年間0.1月分です。この人事院勧告を参考に、地方公務員法で定める均衡の原則に基づき、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。第1条は、本年12月の勤勉手当の支給率を100分の95を100分の105に再任用職員については、100分の45を100分の50に引き上げて支給するもの及び給料表の改正をするものです。第2条は、令和5年度以降の勤勉手当の支給率を均等とするために改正するものです。この条例は公布の日から施行し、給料表の改正は、令和4年4月1日から適用し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。次に、議案第57号は、人事院勧告を参考にした一般職の職員の給与改定に伴い、川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をするものです。第1条及び第3条につきましては、本年12月の期末手当の支給率を100分の162.5から100分の167.5に引き上げて支給するものです。第2条及び第4条は、一般職の職員に準じ、期末

手当の支給割合を均等にするため、100分の165とするものです。

この条例は、第1条及び第3条につきましては、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行するものです。以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第56号、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第56号について質問いたします。

この改正後と改正前の表がありますが、この表をずっと見ていくと、同じ金額で全然変わってないところもあるんですよ。それで改定されると書いてあるので変わるのかなと思ったら、途中から変わらないところもあるなと思ったので質問いたします。

それと最後の表の数字の表のところですね、再任用職員以外の職員っていうのがこの一番端っこに左側にありますが、ずっといって一番最後の方には再任用職員っていう欄もありますよね。だから一般職の職員について、この改定だと理解していいんですかね、それと給与改定についてはいつも町職員組合との話し合いがあったと思うんですが、そういうものはございましたか、お尋ねいたします。

○総務課長（大山 幸男君） 内藤議員の御質問、御質疑にお答えをいたします。ちょっと見にくいんですけども表全体が変わったということで、全てにアンダーラインがついているような状況で、金額が変わったところだけではなくてですね、表全体にもアンダーラインがついているような、表全部をやりかえたというような意味合いでございます。変わってないところもアンダーラインがついているというような、そのような状況でございます。よろしいですか。

それと2点目が再任用職員についてもあの金額的にはですね、変わってないということでございます。表全体が変わったのでこのような形になっているということでございます。

それと組合員との交渉の件ですけれども、昨日ですね、労使協議を行いました。確認書の交付まではいたってないんですが、口頭により合意はできております以上です。

○議員（内藤 逸子君） 懇切丁寧な説明という点ではわかりにくいのでやっぱり変わったところだけに線を引いていただきたいなと思いました。皆さんちゃんとチェックされてしてるんで間違いはないとは思いますが、やっぱりわかりやすい表現というのをよろしく願いします。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第56号の質疑を終わります。

議案第57号、川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第57号の質疑を終わります。

日程第7、議案第58号令和4年度川南町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは議案第58号につきましてその提案理由を御説明申し上げます。この議案は、物価高騰に伴う子育て世帯等臨時特別支援事業による住民税非課税世帯への支援及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による町内経済支援並びに人事院勧告に伴う人件費の予算等を計上するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,277万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億290万5,000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入からいたします。国庫支出金は、1億5,873万8,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。子育て世帯等臨時特別支援事業物価高騰緊急支援及び農山漁村振興交付金事業を計上するものであります。繰入金は1,403万8,000円の増額で、財源調整による財政調整基金繰入金であります。

次に歳出につきまして御説明いたします。議会費13万3,000円、総務費。361万7,000円、民生費297万8,000円、衛生費93万円、農林水産業費132万2,000円、商工費13万4,000円、土木費92万4,000円、教育費192万8,000円につきましては、人事院勧告に伴う職員の人件費の予算計上であります。民生費1億2,853万7,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、物価高騰支援の事務費及び給付金の計上であります。農林水産業費727万3,000円は、農山漁村活性化整備対策事業、施設整備補助金及び新規就農者用ハウス整備補助金の計上であります。商工費2,500万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする特産品送料助成金を計上するものです。以上、補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第58号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。16、17ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費1億2,932万1,000円のうち、防災減災対策新型コロナウイルス感染症対策事業1億2,853万7,000円は電力、ガス、食料品等の価格高騰による家計への負担が特に大きい低所得者世帯に対して支援金を給

付するために必要な費用です。特に18節負担金補助金及び交付金1億2,600万円は、令和4年度分の住民税非課税世帯及び令和4年1月以降の家計急変世帯の合計2,520世帯に対する1世帯当たり5万円の給付額を計上しています。以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第58号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。22、23ページをお願いします。6款1項3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金727万3,000円は、トレーニングハウス研修生が就農するためのハウス整備に対する補助金で、当初予算で見込んでいた整備費用が資材価格高騰により増額となることに伴い、国の交付金事業及び町の上乗せ補助を増額するものです。24、25ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金2,500万円は、事業の認知度が向上し、想定よりも利用者が増加したため、お歳暮シーズンから年度末までの費用が不足するため増額するものです。以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 議案第58号について質問させていただきます。予算書で言えば25ページの特産品送料助成金ですけど、提案理由なり補足説明では、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を財源にということですけど、認知度が向上して年度末に向けて足りない心配があるということですけど、この商品発送を助成することによって物品の生産者や事業者の意欲も高まるでしょうし、なんていうんですかね、稀に見るヒット商品、ヒット予算だと思うんですよね。逆に言えば、住民のニーズに合致した予算だと思うんです。

ぜひ今回は、地方創生臨時交付金ということですけど、次年度以降は町単でも年度当初から予算編成、予算提案されるように望むものですけどそのようなお考えはございますでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおりですね、非常に好評でございますし、地元の商品がそれだけですね、大量に取引されるということは非常にありがたいことだと考えております。事業効果がですね、十分あるということも考えまして、財源とのですね、状況も鑑みまして来年度等に向けて十分検討していきたいと考えております。現段階では全体のですね予算等の関係もございますので、検討をしていくということですね進めていきたいと思っておりますが、先ほどから言いますとおり、十分な効果が見込まれるということでございますので、上中下という予算配分でいきますと上の方に値するのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 町長の提案理由ですね。国庫支出金は1億5,873万8,000円の増

額で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯等臨時特別支援事業（物価高騰緊急支援）及び農山漁村振興交付金事業を計上するものでありますとあってですね、歳出について、農林水産業費130万2,000円は計上されておるわけですが、予算書を見ると農林水産業の支出がねえわけですが、御存知のとおり狂気のプーチン君がウクライナに侵攻してから原油が高騰し、燃油が高騰しとって大変なことになつておるわけですが、町長も御存知であると思いますが、自分は軽油を焚きよるわけですが、今はリッター150円してるわけですが、5、6ヶ月前700リッター積んだら10万ばかりかかったわけですが、水揚げは4、5万円しかなかったけれどもそれでも燃油がねえと沖に行けんから、今回500リッター積みました。7、8万になったと思いますけど。同業者の人たちはですね、燃油が高いわりには物価高騰、高騰いうけど、なんか知らんけど魚の値段だけは安いわけですが、そういう状態で出漁すれば赤字だからちゅうあんばいで私事でありますけど、盆から1日も出漁をしておりません。エンジンをかけるとエンジンの音がシャッキン、シャッキンというものだから、それが怖くて漁に出られんような状態ですが、やっぱりこの一昨年ですか。燃油の支援策をしてもらったわけですが、水産業の組は非常に助かったわけですが、そういう支援も必要じゃないかなと思うわけですが、そこ辺のことはどう考えてますか。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。確かにですねコロナが発生した頃、令和2年におきましてはですね、漁業者に対する意欲の喪失が大きいということですね、今までやらなかったんですが、燃油の補助をしたということがございました。その段階ではですね、確かに直接的にあの時期がですね、4月5月だったというふうには考えておりますけれど、6月ですね、6月だったと思っておりますが、あの時期につきましては本当に他の産業自体がですね、燃油を焚かない時期というようなこともございまして、意欲を喚起するためにもですね、補助したという状況でございます。

現状を考えますとですね、全ての産業におきまして、燃油高騰の影響がある状況の中で、国がですねやはり助成をしているという状況を見ますと、一概にですね、町単独で全ての産業にですね、助成したい気持ちはあるんですが、そこに至りますとですね、町の財政的な問題等もですね、発生してまいります。一番問題なのはですね、いつまでというのがはっきりわかればですね、そこに補助して皆さんにですね、意欲をですね喚起するということが重要なことだと考えておりますけれども、現段階でですね、そこについていうわけにはなかなか町単独のこの予算規模の中ではですね、踏み込めないというのが現状でございます。国の助成がですね延長されるということもございまして、状況を見極めながら何らかの方法でですね、助成をしていく方向でですね御理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 町の財政難の中で無理難題な質問をして申し訳ございませんでした。自分も今苦しい状況の中でどうにかそれを打開しようと思ってですね。国が今度打ち

出した事業復活支援金などの支援を受けたいと思っいろいろ模索して、窓口が商工会になっておるといこと出かけたところ、商工会員じゃねえとできないといことで門前払いを食らって漁協に行ったら、漁協は漁協の業務じゃねえかといこと断られました。といことはですね、国の方は商工会にその事業を委託しとったかい、商工業関係の人はできたわけですが、漁業の方はですね漁協の業務じゃないと断られたら無理にせいちゅうこつは言われんわけですから、それ以上になると今はパワハラとか何とか言われますから、諦めたわけですが、諦めたちゅうわけじゃないけど個人でできるといことありますので、私はパソコンの方をよう使わんもんですから。知り合いの人にいろいろ手続きを頼んで、一応漁協の方をお願いして水揚げやらいろいろ必要書類を集めたわけですが、それで一応申請できる手続きが終わったわけですが、自分もあんまり物事知らんかいなんですけど、それを国の方に申請する場合は漁協の方がそのパスワードちゅうとですか、パソコンの。そうしたものを確認しなければ駄目だちゅうこと、漁業の方に確認してもらえんかちゅうたら、またそこで日頃、私も対応が悪いとか知らんけど職員から断られました。もうそれで仕方なし諦めたわけですが、事業復活支援なるはずが事業倒産支援になる手前に追い込まれておりますので、そこ辺のとはですね、国とか県に分け隔てなくそういう支援が受けられるようにですね、働きかける必要があるんじゃないでしょうかね。自分みたいな境遇の人がですね、漁業者の中には多数おります。そういうことありますので、そこ辺の働きかけの方も今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○町長（日高 昭彦君） 今議員が言われたとおりですね、例えばコロナに関してでもありますが、やっぱり住民の方々が支援を要望されてるにはちゃんとそれなりの理由があるわけで、それに関しては、様々な手続きがあるのは事実であります、やはり我々はですね、住民の皆様の目線ですっかり寄り添って、できることはですねお手伝いするし、できないことはちゃんと上に向かってですね、こうしてほしいという要望等はですね、当然やるべきだと思っおりますので、今後ともしっかりやらさせていただきます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第58号の低所得者に対する5万円の給付金を計上されていりますが、これはいつ頃からどのような方法でっていうか、前もこんな補助金とかが出るのに結構時間がかかっていると思うんですよね。皆さん今本当に物価が上がって困っておられますので早く皆さんの手元に届けていただきたいと思うんですが、いつ頃、皆さんの手元には届くのか、もしわかれば教えてください。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 内藤議員の質問にお答えいたします。一応、今のところ、12月9日から申請書、確認書の発送を予定しております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） これは本人にそれが届いたら返事を出して、その後っていうことになるんですかね。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 内藤議員の質問にお答えします。はい、そのとおりで確認書申請書を確認、こちらの方で確認しまして確認が取れましたら、振り込みの作業を行っていきます。以上です。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第58号ですね。予算書の24ページ25ページ特産品送料助成金2,500万円ですが、一つだけちょっと確認させていただきたいと思います。これは確かに年度末まで送料町内の特産品の送料助成しますよという事業だというふうに思ってるんですが、一方で、奇しくもときを同じくしてといいますか、川南町をふるさとに町外に出て勉学に励む学生に対して町内の特産品を支援しますよと送りますよという事業もされてるんですけども、その事業はいずれも尊い事業なんですけど私の認識が間違っていないと思ってるんですけども、これはあくまでもあの財布は全く別個なんですよね。そこちょっと確認したいと思います。教えていただけますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。送料無料のやつとですね、学生応援の事業はですね、全く別の事業で予算を計上しております。以上でございます。

○議員（川上 昇君） 質問じゃないんですが、ついでと言っちゃ大変申し訳ないんですけども学生の応援の方、なかなかその発送対象となる学生にそういった情報が行き届かないというような情報の話も聞きますので、何か広報の工夫をお願いしたいなと思います。確かにホームページ見ればすぐわかるんですけども。何かそれ以外、何か媒体があればですね、そちらの工夫も一つよろしくお願いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 学生応援についてはですね、昨年度の反省もありますので、今年度大きなことではないんですが、アンケート住所等を住所氏名、いろんなものをお答えいただくんですけど、その最後にですね、知り合いの友達にもこれを広めてくださいというふうに書いております。そういったことで人伝に伝わるのが一番情報が拡散するんじゃないかなと思っておりますので、また効果を見ながらですね、いろんな方法で広めていきたいと思ってます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第58号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員、議員控え室に移動願います。

午前9時55分休憩

午前10時50分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○議長（中村 昭人君） 御異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第56号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号川南町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例及び川南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案の

とおり可決されました。

議案第58号令和4年度、川南町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号令和4年度川南町一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決
されました。

日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました
議員派遣のとおり決定をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務、継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があり
ます。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、令和4年第7回川南町議会臨時会を閉会します。

午前10時55分閉会
